

科学研究費助成事業(科学研究費補助金)研究成果報告書

平成 25 年 4 月 19 日現在

機関番号: 37116

研究種目:若手研究(B)研究期間: 2010~2012 課題番号:22792301

研究課題名(和文) 産業看護職に必要な能力および行動目標の明確化と能力向上のための研

修ガイドの作成

研究課題名 (英文) Development of Guideline for progress Competences of Occupational

Health Nurses

研究代表 中谷 淳子 (NAKATANI JUNKO)

産業医科大学・産業保健学部・准教授

研究者番号: 60341525

研究成果の概要(和文):働く人々の健康の保持増進に向けた保健活動を行う産業看護職について、求められる能力を明らかにすることを目的に本研究を行った。まず産業看護職および保健師の能力に関する国内外の報告のレビューを基に、日本の産業看護職に求められる能力を9つのコンピテンシーとして抽出した。更に、各コンピテンシーの獲得状況を示す行動目標として、特に初任期において求められる行動目標67項を作成した。

研究成果の概要(英文): The purpose of this study is to clarify the competences of occupational health nurses in Japan. The 9 competences were extracted based on the review of some domestic and foreign reports about the competences of the occupational health nurses . Then the 67 aims of action for novice occupational health nurses that indicate the acquisition situation of each competency were clarified.

交付決定額

(金額単位:円)

			(± 1) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	直接経費	間接経費	合 計
2010 年度	700,000	210,000	910, 000
2011 年度	500,000	150,000	650,000
2012 年度	400,000	120,000	520,000
年度			
年度			
総計	1, 600, 000	480,000	2, 080, 000

研究分野:医歯薬学

科研費の分科・細目:看護学・地域看護学

キーワード:産業看護職 初任期 コンピテンシー

1. 研究開始当初の背景

近年日本では、過重労働やンタルヘルス問題、作業関連疾患や生活習慣病の増大など労働安全衛生に関する多くの課題を抱えている。これら職場の諸問題に対応し、労働者一人一人の健康を保持増進させるために、産業医の重要なパートナーとして、看護職が企業や健康保険組合、労働衛生機関などで雇用され、産業保健活動推進の重要な役割を担っている。

看護基礎教育における産業看護教育では、 産業保健専門職として活動するための体系 的な教育が十分行われているとはいえず、知 識・技術の習得は卒後各自の自己研鑽に寄る 所が大きい。しかし、現在日本において産業 看護職の現任教育の機会は少なく、最も体系 的な産業看護教育を行う日本産業衛生学会 産業看護部会による継続教育についても、受 講条件は実務経験年数が2年以上と限られて いる。 また、産業看護職に特有の能力・コンピテンシーに焦点を絞った研究は少なく、経験年数や立場に応じた具体的な行動目標も明確でないため、各個人の能力を客観的に評価することが難しい状況にある。

これらの背景より、産業看護職が専門性を 高め、産業保健スタッフの一員として高い能 力を発揮するために必要な知識や技術を体 系的に習得し、また現在の職務遂行能力の評 価を自己および他者によって客観的に行う ことのできる指標が必要であると考えられ る。

2. 研究の目的

本研究は、産業看護職の実践能力の向上を目的に、独自の専門性を踏まえた能力の枠組みを設定するとともに、特に体系的な現任教育を受ける機会の少ない、初任期における行動目標を設定することである。

3. 研究の方法

「初任期における産業看護職に必要なコンピテンシー原案」を作成し、各項目に対する内容妥当性を検討するため、専門家に質問紙調査を行う.

(1)調査対象と選定基準

国内の看護系大学で産業看護学の教育・研究に携わっている教員 11 名、および産業保健関連学会誌への投稿または公的に開催される産業看護職現任教育の講師の経験がある産業看護実践者 11 名の計 22 名を対象とする。

(2)データ収集の方法と妥当性の検証

①国内外の産業看護職のコンピテンシーに関する文献を参考に、産業看護職に必要なコンピテンシーと、初任期における、各コンピテンシーの獲得状況を示す具体的な行動目標について、原案を作成する。

②コンピテンシー原案の項目内容についての調査(1回目調査)として、郵送法による自記式質問紙調査を行う。質問紙の内容は、作成したコンピテンシー原案の各項目の適切性、項目の過不足、表現方法について自由記載を求める。返送された回答を元に項目を修正し、コンピテンシー修正案を作成する。

③コンピテンシー修正案の内容妥当性の確認(2回目調査)として、1回目調査に協力を得られた対象に郵送法による自記式質問紙調査を実施し、内容妥当性の確認を行う。コンピテンシー修正案について、初任期の産業看護職のコンピテンシーとして妥当であるが、個々の項目と全体の項目について4点で度(「1=妥当ではない」から「4=妥当である」まで)で回答を求める。また、表現方法について自由記載を求める。分析方法は、

Lynn の内容妥当性の定量化の方法を参考に、Content Validity Index (以下 CVI とする)を算出する。各質問項目別に3または4と評定された項目の比率 (Item-CVI) および質問全体のうち3または4と評定された項目の比率(Scale-CVI)を算定し、得点が0.80以上を内的妥当性の基準とする。さらに自由記載で得られた回答を参考にコンピテンシー案を確定する。

4. 研究成果

- (1) 国内外の産業看護職のコンピテンシーに関する文献レビューより、産業看護職に必要な能力として9つのカテゴリーおよび各コンピテンシーの獲得状況を示すための初任期における行動目標として、67項目を抽出した。
- (2) 文献レビューを基に作成した「コンピテンシー原案」について、産業看護専門家 22 名を対象に行った項目内容の調査では、15 名からの回答を得た(回収率 71.4%)。各項目の過不足や表現方法へのコメントを基にコンピテンシー原案を修正したところ、9 つのカテゴリーと 63 項目の行動目標となり、これを「コンピテンシー修正案」とした。
- (3) 1回目調査で回答を得た産業看護専門家 15名を対象に、「コンピテンシー修正案」の内容妥当性についての質問紙調査を行った結果(回収率 100%)、Scale-CVI は 0.80以上で、Item-CVI も 63項目すべての行動目標で 0.80以上であったため、「初任期における産業看護職に必要なコンピテンシーおよび行動目標案」として確定した。
- (4) 明らかになった、「初任期における産業 看護職に必要なコンピテンシーおよび行動 目標案」は以下の通りである。

「初任期における産業看護職に必要なコン ピテンシーおよび行動目標案」

1. 事業場を理解する能力

- 1. 事業場の企業理念・経営理念、沿革、組織、 事業内容、営業利益の概要を述べることがで きる
- 2. 従業員の特徴(従業員数、男女割合、年齢構成、平均年齢等)を述べることができる
- 3. 事業場の労働の特性(勤務形態、雇用形態、 作業内容、有害業務の種類など)を述べるこ とができる
- 4. 事業場の安全衛生に関連する就業規則の概要を述べることができる

2. 事業場の安全衛生管理体制と活動の根拠を理解する能力

- 5. 事業場の安全衛生に関する基本理念や方針を述べることができる
- 6. 事業場の安全衛生管理体制を述べること

ができる

- 7. 事業場の安全衛生管理に携わる各担当者とその役割を述べることができる
- 8. 安全や衛生に関わる活動や予算の決済について、組織上の意思決定の流れを述べることができる
- 9. 現在行われている安全に関する活動の実施の根拠(法的根拠、安全管理上の必要性・ニーズなど)や目的を述べることができる10. 現在行われている衛生に関する活動の実施の根拠(法的根拠、衛生管理上の必要性・ニーズなど)や目的を述べることができる

3. 個人への健康支援を行う能力

- 11. 従業員とのラポールを形成することができる
- 12. 健康支援において、従業員一人ひとりのアセスメントを適切に行うことができる
- 13. アセスメント結果から、従業員の健康課題を明らかにすることができる
- 14. 健康課題を解決するための、支援計画を 立てることができる
- 15. 支援計画に沿って、実施することができる
- 16. 健康づくりのための理論やカウンセリング等の技法を必要時取り入れることができる
- 17. 面談や保健指導の際に適切な資料・教材 を収集して用いることができる
- 18. 従業員一人ひとりの価値観を尊重した支援ができる
- 19. 健康支援をするために、産業医やその他関係者と必要な情報を共有することができる
- 20. 従業員の健康支援の過程を記録することができる
- 21. 実施した健康支援を評価することができる
- 22. 地域の社会資源(医療機関、行政サービスなど)を必要時活用することができる

4. 集団への健康支援を行う能力

- 23. 健康診断や各種調査の結果、私傷病、休業、労災等の記述統計をまとめることができる。
- 24. 安全および衛生に関する職場の特徴や集団としての従業員の特徴を明らかにすることができる
- 25. 安全および衛生に関する職場の特徴や 背景を踏まえて、従業員集団の健康課題を抽 出することができる
- 26. 健康増進や疾病予防のための活動計画 立案に参画することができる
- 27. 職場に必要な(法的根拠やニーズに基づいた)健康診断や調査の実施に参画できる
- 28. 職場に必要な(法的根拠やニーズに基づ

- いた)健康教育(労働安全衛生教育を含む) の実施に参画できる
- 29. 集団への健康支援に、グループダイナミクス等の理論を必要時取り入れることができる
- 30. 実施した健康増進や疾病予防のための活動の評価に参画できる
- 31. 健康増進や疾病予防のための環境づくり(飲食の環境、分煙、運動環境の整備など)について提言、協力、参画のいずれかで関わることができる

5. 作業環境管理・作業管理を行う能力

- 32. 各職場の業務内容、作業内容、有害物および有害業務、勤務形態を述べることができる
- 33. 各職場の安全および衛生上の危険要因を明らかにすることができる
- 34. 作業環境管理、作業管理を行うための活動計画立案に参画することができる
- 35. 健診結果や個人の訴えなどから、健康に悪影響を及ぼす作業や作業環境を把握することができる
- 36. 作業環境改善、作業改善について、提言、協力、参画のいずれかで関わることができる 37. 保護具の適正な使用への支援ができる

6. 健康危機管理を行う能力

- 38. 救急蘇生法を習得している
- 39. 事故や災害発生時の対応について、提言あるいは参画することができる
- 40. 事故や災害発生時における体制について、説明することができる
- 41. 事故や災害発生時に、マニュアルに沿った行動ができる
- 42. 感染症の流行時における対応について、 提言あるいは参画することができる
- 43. 感染症の流行時における体制について、説明することができる
- 44. 感染症の流行時にマニュアルに沿った行動ができる
- 45. 自殺予防のための対策に参画することができる
- 46. 健康危機(事故・災害・感染症・自殺等) の予防策や発生時の対応について、従業員へ の説明や教育に、産業保健チームの一員とし てたずさわることができる

7. 産業保健活動の管理をする能力

- 47. 産業保健活動の中長期計画・年間計画の立案に参画することができる
- 48. 外部機関 (健診機関、健康機器や教材の 取扱業者、作業環境測定機関など) の査定に 参画できる
- 49. 情報管理システムを適切に運用できる 50. 産業保健計画に沿って行った活動結果 のまとめに参画できる

- 51. 産業保健計画の評価に参画することができる
- 52. 産業保健活動の評価に基づいた改善案の作成に、提言、協力、参画のいずれかで関わることができる

8. 産業保健活動を円滑に推進する能力

- 53. 産業保健活動に関連するスタッフや関係者と常にコミュニケーション (報告・連絡・相談)を取ることができる
- 54. 産業保健活動の目的を達成するために、 従業員、雇用主、上司、同僚、外部の関係者 と良好な関係を築くことができる
- 55. 会議や交渉等の場で、産業看護職としての立場から、提案や意見を述べることができる

9. 専門性を維持向上するための能力

- 56. 倫理的に適切な行動を取ることができる
- 57. 労働安全衛生に関する法令・規則等の情報を得ることができる
- 58. 労働安全衛生に関する法令・規則等を遵守した活動を行うことができる
- 59. 健康や労働衛生に関する科学的知識を得ることができる
- 60. 最新の情報や知識、研究結果の活用を検 討できる
- 61. 科学的根拠に基づいた実践ができる
- 62. 産業看護の実践を通して、研究課題を検 討することができる
- 63. 職能団体や関連学会に参加できる
- 64. 上司や同僚からの評価に基づき、自らの活動を改善することができる
- 65. 自らの活動について、自己評価することができる
- 66. 自己評価に基づき、自らの活動を改善することができる
- 67. 教育機関での教育、継続教育、適切な資格取得などの方針を含めた自己の学習計画を立てることができる。
- 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計0件)

〔学会発表〕(計0件)

〔図書〕(計0件)

- 6. 研究組織
- (1) 研究代表者

中谷 淳子 (NAKATANI JUNKO) 産業医科大学・産業保健学部・准教授

研究者番号:60341525